

平成 28 年 5 月 24 日

北九州市長
北橋 健治 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学の中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 31 条第 2 項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 平成 28 年 4 月 7 日付北九企政企第 19 号で提出された中期目標の期間の終了時の検討については、当委員会で審議した結果、適当である。